

第三日 平成二十三年十二月二十二日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、議案第六十六号藤崎町出張所設置条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

えーが余計でございました。

出張所を設置すると。支所を廃止して出張所を設置するということ、常盤支所が変わる新たな行政組織として常盤出張所を設置すると。一年間周知期間を置くといいますか、業務は従来どおりやるということについては多少考えたのかなと思っっているんですけども……。

町長にお聞きいたします。「熟慮をする」というふうに十二月初めの議会では答弁なさっていたんですけども、何を熟慮なさったんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今の質疑に対してお答えいたします。浅利議員も先般の全協、あるいはまた常任委員会でいろいろご説明あって、その経緯については確認できたと思っております。今回の支所から出張所に変えるということでございますけれども、行革

の横山室長、そしてまた山内敏さんが代表となっておりますね、今年の六月の二十二日から前任者に対する答申まで、いろいろ議論を重ね、意見集約を図ってきた。その答申を最大限尊重したいというのが基本的な私の考えでございます。ただ、九一%そのまま業務を、出張所になったとしても、継続していくと。ただ、その九%減でもですね、やっぱり周知期間が必要だろうという総合的な判断のもと、一年間の周知期間を設けてですね、出張所に名前は変わってでも、サービス機能は一〇〇%平成二十四年度中は残していくというようなことで、事務方と協議させていただきました。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

協議をしたというのは伝わったんですけれども、熟慮したというのは、ほとんど私には伝わりませんでしたけれども。

それで、この支所をなくするというふうにするならばですね、この支所の用地は、あそこの旧公民館といいますか、大変な状態で猫が住みついているような状態で、解体をしなければならないような状態なんですけれども、更地にして、住宅用地にするということも聞いておるのですけれども、支所の用地をどのように活用なさろうとしているのか、計画などありましたら明確にしていきたい。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

浅利議員も情報が早いようでございまして、今、そのことについては、鋭意検討してございます。住宅の新築の場所も含めてですね、検討してございます。ここ数カ月間にですね、この方向づけを担当課と、そしてまた財政課と協議し

て決めていきたいということでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それはあれなんですか、検討なんですか、もう既成事実のように走っていること、検討の次は何というんですか、検討がさらに深まっている段階になっているんじゃないんですか。その辺は、これは、担当課というよりも、支所の移転ですから、総務課長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

三上総務課長。

○総務課長（三上 治君）

今、町長が答弁したように、鋭意検討中でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

支所のあり方検討委員会の委員として協議に参加させてもらったんですけれども、取り扱い業務が九一％になると。たとえ九％であってもサービス機能が九％低下するわけなんですけれども、そのことについて当時は平田町長も議員でありましたけれども、町長ではないわけで、途中から町長になったという形ですけれども、意見書を直接はもらっていないわけで、その九％サービスが低下するということになるんですけれども、そのことについて町長はどのような認識を

お持ちでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

私も、前任者に対する答申書を見てですね、最大限検討委員会のメンバーの協議を尊重したいというのは先ほど申したとおりでございます。ただ、九%のその行政サービスについては、いずれ本所にまた来てやる業務もあるということですね、本所扱いという形にいろいろ協議なされたと思っております。ただ、新年度早々からそれを九%削減する形でやると、多少なりとも住民にですね、不満や支障を来たすおそれがあるということで、一年かけてその辺については重々窓口でも、そしてまた広報等を利用してでもですね、地域住民に周知徹底を図りたいという思いであります。

質問に答えていましたでしょうか。今のところ以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

それでは、もう一点。

意見書の中にですね、常盤地区は奥羽本線の北常盤駅があったり、西口があって自由通路があると。西田団地もあって、将来宅地化が予想されるわけなんですけれども、それに伴って支所の利用者がふえていく、支所でねや、出張所の利用者がふえていく可能性もあるんですけれども、そうした場合、意見書では、そういう場合については取り扱い業務の拡充、あるいは出張所の拡充も考えてくださいよというような内容もあるんですけれども、それについて、町長は将来的にどのようなお考えなのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

現状では、今の支所を新年度から条例改正を皆様のご理解のもと、かけていただいて、今の常盤文化会館の一室を整備してですね、新年度から出張所扱いにしていくと。ただ、今奈良岡議員がおっしゃったようにですね、多少なりとも、これから宅地がふえる、私は、可能性を持っています。ですから、将来にわたっては、十分地域住民の皆様の声を耳にしてですね、その現状に合った行政サービスを努めるために、いろいろな時期に点検、そしてまた、検討してまいりたいと、そういう思いでございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

出張所から支所という、その業務そのものも移管するものですから、今の現在使われている支所の建物、あれもご存じのように、もう大分老朽化が激しくて、そっちこち修理などもしているんでしょうけれども、その支所の後ろの建物もですね、非常に老朽化して、冬になれば雪が積もったりすれば、非常に何ていうんですか危ない建物だと思うんですけども、支所が出張所に移行した場合に、私はそういう点からいうと、速やかに建物の解体に入ってほしいと思っているんですけども、その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まずは、出張所のこの条例改正等をですね、皆さんにご理解のもと、可決していただいて、新年度から今の文化会館に出張所が移ったと仮定したお話をさせていただきます。ですから、先ほども申し上げたように、まだこれから鋭意努力して、検討していく課題でございますけれども、先ほど浅利議員がおっしゃったようにですね、町営住宅のまた建設予定地にも、担当課ではいろいろ検討している現状でございます。そういうふうなもろもろのことを総合的に判断して、できるだけ早い時期にですね、やっぱり解体するべきだと。何あっても、地震あっても、地域住民に災害に遭わないような形で鋭意努力してまいりたいと、そういう思いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先ほど、説明書の中に、出張所になったとしても全地域から利用が可能なんだというふうに言っているんですけども、もうちょっとかみ砕いて、進みますとですね、例えば矢沢の人が汽車からおりて、常盤の支所から印鑑証明書をいただきますよというようなことは可能になるんですか。今でも可能なんですか。現状はどうで、そして出張所になっても、その機能は変わらないんだとか、そういう中島、矢沢の人が、戸籍くださいよと、出張所に行けばもらえるんですか、もらえないんですかという。実務的なことなので、町長そんなに前からやっていることではないから、答える必要ないので、総務課長、お願いします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この点については、出張所になると、所管区域が藤崎町全域ということで、矢沢地区、小畑地区、全部そういう証明書

の取得は可能です。

それで、今現在も電算化されていますので、申し込めばなるんですが、ただ、今の出張所の所管区域が旧常盤区域となっておりますので、四月一日からは全区域ということになります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「はい」の声あり）

異議がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

出張所にすることは時期尚早であると。その理由はですね、合併時において約束していたものでもないし、役場庁舎はたとえぼろっちい状態であっても、記念碑的なものでありますので、最低限十年は住民の声にこたえてですね、合併後から十年は存続するべきであるというようなことからですね、私は本件に賛成できません。反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。清水孝夫君。

○三番（清水孝夫君）

議案第六十六号に賛成するものであります。

理由は、この支所の問題についてはですね、平成十九年度から支所に関するところでいろいろ協議なされ、議員の方も一般質問でかなりやられました。それで、先ほどの奈良岡議員のお話しですけれども、今年度からコンビニ収納とか、あと平成二十四年度からは郵便局の窓口納付もでき、混雑も緩和されることで、この議案には賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第六十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第二、議案第六十七号藤崎町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。議案第六十七号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十七号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、議案第六十八号藤崎町職員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

職員の実情に合わせて定数を減らしていくということなんですから、基本的に実情に合わせていくということなわけでございます、と理解しております。それでですね、職員の定数にかかわるですね、今年度、来年度、再来年度、三年間ぐらいのですね職員の退職者というのはどういう、今年、来年、再来年というか、どういう見通しなのかということと、補充の新規採用の計画についてですね、概略をお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

退職者の見通しでございますが、平成二十三年度は八名退職予定でございます。それから、二十四年度が五名、二十六年度が六名、それで定員適正化計画で職員の採用でございますが、今年度は六名、それから来年度は三名、再来年度が四名となっておりますが、町長が行財政改革ということを柱にしておりますので、なるべく職員の採用を控えて、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この採用六名というのはですね、もう内定も出ているんだと思いますけれども、これは前町長のとときに採用を決めたんですよね。その事実を確認したいと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この採用については、前町長、十月で内定の通知を出しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

職員の採用を正職員ということでございますので、それを極力控えていくというのはいいんですけれども、何かちょっと定数とは直接関係ないと思いますんですけれども、議長においてお許しいただけるのかなと思っておりますんですけれども、何か、町長は管理職の手当も削減しようとかという話もというか、答弁の中で、一般質問の中でしているんですけれども、これについては定員については、厳格にいても、管理職にはしっかりと仕事をしてもらわないといけなくて、管理職手当の削減については、ちょっと十分に熟慮を重ねた方がいいと思っておるんですけれども、どのように考えていますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

議案とちょっと合わないので、浅利さん、そこいらは次の機会をお願いします。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ質問の角度を変えます。

数を変えるというか、定数のですね、現在これで百六十何名でしたか、にしようというんですけれども、今後でもですね、町長はもっと削減するんだというふうな考えなのか、大体この辺で立ちどまって、振り返って、きっちり考える。どう

いうふうな考え方なのか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

大変いい質疑をしていただきました。行政サービスを図るには、適正な職員が必要でございます。それを最大限重視しながらも、例えば今後私が選挙期間中にも申し上げた、例えばのお話しでございますが、仮定とさせていただきます。

ふれあいずーむ館等指定管理移行のためにですね、平成二十四年度中は準備期間の一年とさせていただきます。そういう行革を進めながら、今後は職員の募集を必要最小限にとどめて、必要経費、義務的経費を圧縮するための努力をしていきます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決いたします。議案第六十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六十九号藤崎町税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号を採決いたします。議案第六十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第七十号スポーツプラザ藤崎条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第七十一号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七十二号訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本件は、訴えをしなければならぬような状態まで至ったというのは事実でありましょうけれども、そこまで来なければならなかったというところにですね、また大きなこれまでのですね、取り組みの反省なり、今後の教訓とすべきものがあるんじゃないかなと、私は思っておるんです。

そこで、お聞きいたします。

委員会での説明も受けたのですけれども、平成十九年から三年間ほどいわゆる家賃といいますか、住宅使用料を未納しておったということで、そして、もう去年あたりからやらなきゃならないなということで、平成二十三年の八月五日付で、被告となるべき者に明け渡し請求予告通知書を送付したというふうにあるんですよね。この送付というのは内容証明郵便でやって、どこに出稼ぎに行っているという話をするんですけれども、出稼ぎ先にやったのか、それともからの状態の住宅にやったんですか、どこに予告通知書を送付したのですか。その事実についてまずお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

この送付先は、そこの入居しているという住宅の方に送付いたしました。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いや、入居しておったでしょう。その当時は入居して、だれか家族の人が受け取ったんですか、この予告通知書を。同居している人がいるんですか、それとも、この借りている人はひとり住まいなんですか。どういう状態だったんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

単身の入居でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いずれにしても、努力が足りなかったのかどうかというのはちょっと置いておいても、相手には伝わっていないということがあり得るということなんですけれども、この三年間の家賃というのは、幾らなんですか、三年間の家賃の全部一括して払ったとすれば、一括して払ってくださいというふうに通告したと言っていますから。幾らなのかということ。

それから、この件については、弁護士を依頼するということですが、弁護士依頼費用は幾らなんですか。そのことについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

滞納の家賃の総額ですが、本年の十一月末現在で百四十一万三千円でございます。

あと、弁護士費用ですが、四十三万四千円を当初予算に計上しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

百四十一万円にもなるということだと、三年じゃなくて、もっとだったんじゃないんですか、これ。もっと長期間にわたることだったんじゃないんですか。いいです。それ答えなくていいです。百四十一万円だということでもあります。かなり長期間にわたったものだというふうになっておるんですけども。

それで、こういう何か最近いわゆる要綱もつくったというんですけども、例えば、この方、生きているんだというふうな判断でやっているんでしょうけれども、いずれにしても、この方の住所が不明だということなので、捜索願だとか、何とか、役場では出せる権限はないんですか。ということが一つと。

もう一つはですね、百四十一万円をこの裁判で獲得するというのと、中にあるものを出してしまいたいという二つの目標があると思うんですけども、二つながら、いわゆるやるための強制執行を前提に訴訟をやるんだと言っているんですけどもね、二つながら目標を達成するためにですね、四十万円のそれで全部強制執行も含めて、弁護士費用はそれで間に合うんですよ。あと、追加払いだとか、そういうことはないんですよ。その点を確認したいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

まず一点目の検索願いを町で出す権限があるのかということにつきましては、その辺につきましては、現在のところまだ勉強不足でございまして、確認できません。

あと、次の、滞納額の回収及びその弁護士費用に関しましてですが、相手が不明ということで、滞納額の回収につきましては、残念ながら困難であると思います。

今回のまず提訴につきましては、現在、その住宅を占有しているということで、そのだれも入っていない部分をまずそこを退去していただいて、次に、待機者の方に充てるということも目的でございます。

あと、弁護士費用に関しましては、これは弁護士さんと確認、協議いたしまして、これでおさまるということでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

聞かれたことに答えるというのもですね、大事なことでありますけれども、やっぱりこの間の取り組みですね、今はつきり言っているようにですね、百四十何万円は判決を得ても、これは難しいかもしれないよと。鼻血も出ないかもしれませんよと、言っているわけだ。そういうある種の想定される見通しがあるというふうについて、問題は、その中にある什器といいますか、家財道具というかね、そういうのをきちんとやっぱり何ちゅうか、裁判にならなくても、片づけ

ていいですよというか、同意書をですね、もっと前にとっておくとかですね、そういうことを行政としてもきちんとやるべきものではなかったのかなというふうに私は思っております。それから、契約書の問題もあります。

最後にお聞きしたいのはですね、この通常保証人というのが民間ではあるんですけども、入居後でもそういう保証人といえますか、そういうのをですね、どういうふうにチェックし、または事後的にでもですね、一年だとかってなれば、そういうのをチェックしようとか、そういう体制はどういうふうになっているのかということ、そのことについてだけはお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

保証人に関しましては、入居時に保証人の印鑑証明をつけて、保証人の請け書というものを提出させております。その年数がたって、もし保証人がかわる等の場合も必ず変更の届けを出させております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十三号民事調停の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七十四号民事調停の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七十五号平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十四ページのところでございます。

三款の民生費の児童措置費ですね。今回一千七百二十四万円ですか、補正金額になって、内訳が水木、福島、藤崎

保育所などなど、書いておるんですけれども、これは年額でいきますと、八億二千万円ほどになっているんですけれども、これは何期かに分けて支払うようなことになって、今回特別ふえたわけではないんでしょうけれども、どういうふうな支払い、委託料として起きたのか、必要になったのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

児童措置費の委託料でございますけれども、これについてはいわゆる今までは、ふじ保育園とときわ保育園に延長保育の関係で専任保育士を配置はされてございます。ただ、ほかの保育園については、専任の保育士が配置されてございません。というのは、昨年度補助率が二分の一から三分の二に変わったと。引き上げられたということもありまして、新年度から全保育所に、いわゆる専任の保育士を配置するということで考えておりまして、その点で配置されましたので、基本分と追加分、いわゆる基本分というのは、通常ベースの専任保育士の給与に係る分でございます。追加分というのは、延長保育を行った際の時間延長分の時間外等が見込まれるものでございまして、今回一千七百万円ほど計上されたわけでございますけれども、これについては当初予算には計上されておられません。二カ所の保育所については、先ほど言いましたふじ保育園とときわ保育園については計上されておりましたけれども、ほかの箇所はある程度少額な三十万円程度の予算措置でございましたので、専任保育士の人件費にかかる分という形で、今回補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑は。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

大変詳しい説明で、おおよそよく理解できたと思っています。

それで、同じページのですね、国民健康保険整備費の中でですね、財政安定化支援事業繰出金減額四千二百八十六万円となっております。これはですね、何かの制度変更に伴って、何か変わったのかですね、それとも実体的に四千二百八十六万円要らないというか、国保財政にとっては四千万円と言えば大変大きな金額でありますので、減額の理由ですね。これを明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

財政安定化の支援事業の繰出金でございますけれども、当初予算では、いわゆる一億四千二百万円余りを繰り出しをお願いしているわけございまして、ただ、この繰り出しの中には、いわゆる交付税措置されるものもございまして、平成二十三年度ベースでは、約一千三百九十万円ほどの需要額がございまして、これは八割程度の額でございます。これは十割ある程度繰り出ししなさいよという県からの文書が入っておりますので、仮にそれを十割にすると、一千七百四十万円ほどになります。ただ、それを超えて、約八千二百五十万円ほど、一般会計の方からいわゆる一般財源ベースで繰り出ししていただいております。そこで、四千二百万円ほどの減額ということでございまして、これから国保会計の方のベースで、いわゆる出てきますけれども、要は国保財政の二十三年度分の予算の中で、ある程度の交付金が入ってきたということで、やはり一般会計からの八千二百何十万円ほどの一般財源を利用するという事になれば、一般会計でも大変だということもございまして、とりあえずは、多少の余裕分の四千二百万円ほどの分は、それじゃあ繰

り出しを減額しましょうという形で、今回、補正減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますとですね、十七ページ、給食センター費でございます。

給食も稼働してですね、当初予算の燃料費などを組んでいたと思うんですけれども、ここでさらに燃料費については二百万円ですね。二百万円ほど増額しなければならない理由といたしますか、実体といたしますか、それほどの辺にあったんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

お答えいたします。

当初予算の設定では、燃料の単価がですね、七十二、三円だったと思いますが、現状燃料高騰により、二十円ほど多くなった関係でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。議案第七十五号を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七十六号平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七十七号平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七十八号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七十九号平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第十六、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よってそれぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十三年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時四十八分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男

署名議員 相 馬 勝 治